

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8190  
http://www.suita-minsyu.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 公訴権の乱用、民主主義の原則である自己決定権、申告納税制度、結社の自由、そして、裁判の訴訟指揮も「ことごとく憲法を無視

吹田民商常務理事 西尾 栄一

12月7日広島高裁岡山支部において倉敷民商弾圧事件「小原・須増裁判」控訴審の判決が言い渡されました。控訴は棄却されました。高裁の審理は10月5日だけで証拠調べも一切することなくこの日の判決となりました。このような訴訟指揮は「刑事被告人の権利」を定めた憲法第37条に違反するものです。日本の三審制度が形骸化しつつあるのを目の当りにして強い憤りを感じました。判決の内容も酷いものでした。

第1は「公訴権の乱用に当たらない」としたこと、納得がないかないことです。2審判決は、「(五輪建設の法人税法違反嫌疑事件)と全く関連性を有しない物を差し押さえたことを具体的に窺わせる証拠はなく」と全く事実を反する主張をしています。2013年5月21日、広島国税局が倉敷民商から差押した物件は、五輪建設関連だけではなく、事務局員の手帳や会議レジュメ、会員からの相談記録、民商の会計帳簿、会員名簿、事務局員の給与台帳、会費の領収書控え、全商連や県連からの資料、パソコン等も含まれています。これは広島国税局収税官吏が作成した差押目録謄本に記載されており明確です。これがどうして「被告人兩名が使用するパソコンが差し押さえられたとしても、上記嫌疑事実と何ら関連性を有しない物を差し押さえたといえない」(判決)となるのでしょうか。搜索・差押えは令状の説明も不十分です。それどころか大声で命令したり恫喝したりしてその場にいた事務局員を威圧的に委縮させながら進めています。携帯電話を取り上げ、弁護士との接見も許されませんでした。広島国税局が行った搜索・差押は憲法第31条、第35条に明確に違反している行為です。裁判所は広島国税局の事務局員の基本的人権を無視した行為、倉敷民商の結社の自由を無視した行為こそ罰するべきです。

### 確定申告を通じ、主権者を育てよう(VOLUNTEER)

第2は「税理士業務の税理士への集中という制度自体が、課税の適正等を実現するための主要な方策の一つであるといえる。」としたことに違和感を覚えます。税理士制度があること事態には疑問も問題は感じませんが、申告納税制度の下では、税金について、誰もが自ら学び、自らの判断で税金を確定する能力を身に着けることができなければなりません。自らの大きな判断を専門家だからということ、「他人」に委ねることは民主主義の土台を形成することにはつながりません。大切なことは「税理士に集中」させるのではなく、日本に居住するすべての人々が税に対する関心を高めつつ、会計処理や確定申告の仕方を身に着けることができるように環境を整備していくことです。

確定申告を通して、税金の集め方や税金の使い方を考える主権者を育てていくことこそ求められています。税理士に集中させるだけでは質の面でも、量の面でも申告納税制度を推進する基盤とはなりません。民商は正に申告納税制度を身に着け実践している団体です。その事務局員を罰することは、「課税の適正」を推進する一翼を壊すものであり社会の損失です。

第3は、(無資格者によってなされる税務書類の作成が)、「申告内容の誤りを誘発するおそれが生じる」、「税務書類が

杜撰で不正確なものとなるおそれも十分に認められる」、「課税の適正かつ円滑な運用が損なわれるおそれは大きい」と、犯した行為事実ではなく「おそれ」において処罰したことです。この「おそれ」論が成り立つとしたら無資格者だけでなく、有資格者においても「おそれ」は成り立つはずで、事実、税理士等が関与している事案であっても脱税事件は起きていますし、多額の修正申告を伴う税務調査は存在しています。要は納税者(申告者)が故意に大切な情報や資料を隠匿すれば、また失念していれば、どれだけ慎重に行っても不正確な税務書類の作成にならざるを得ないので、資格者であるから正確であるとか、無資格者であるから不正確な「おそれ」があるとは言えません。そして、重要なのは、納税者(申告者)本人の納得や了解があり、署名し捺印している事実があることです。その段階で、その税務書類はその本人が作成したものであるはずで、それを、「自分は何もわからない」ということが通用する社会ではないでしょう。

### 結社の自由に対する侵害行為

第4は2審でも「税理士法は、税務申告に当たった納税者の相互協力をも規制対象としているわけではない」としたことです。当たり前です。民商の会員同士が助け合いながら申告書を作成することまで税理士法は否定できませんでした。しかし、ここで判決は民商会員と事務局員を分断していることも見ておかなければなりません。判決は「事務局員が業務として税務書類の作成をすることに對し、これを規制」しています。

民商は結社の自由に基づいて結成され、事務局員は「民商活動の共同の運動の推進者」として位置づけられています。ですから、民商の会員と事務局員は「他人」ではありません。民商という結社に結集する一員です。会員と事務局員を切り離し分断することは結社の自由に対する侵害行為です。

私がどうしても納得いかないのは憲法判断を避けていることです。公訴権の乱用、民主主義の原則である自己決定権、申告納税制度、結社の自由、そして、裁判の訴訟指揮も「ことごとく憲法を無視しています。情けないし、悔しい限りです。また、判決は現実社会で行われている確定申告の実態を無視しています。税理士と税務職員だけで数千万人の申告を完了させることなどできません。社会生活から遊離した判決に情けなさを感じます。裁判官に研修等を通して法人も含めた会計処理と確定申告を経験させるべきです。闘いの場は最高裁に移ります。禰屋さんの裁判もあります。諦めないで前に進みましょう。



お買い物物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と！